

創業資金臨時利子・保証料補給補助金 のご案内

一関市では、新型コロナウイルス感染症の拡大下で創業した方や、これから創業しようとする方を支援するため、創業に係る資金の貸付を受けた際の利子及び保証料を3年間補助します。

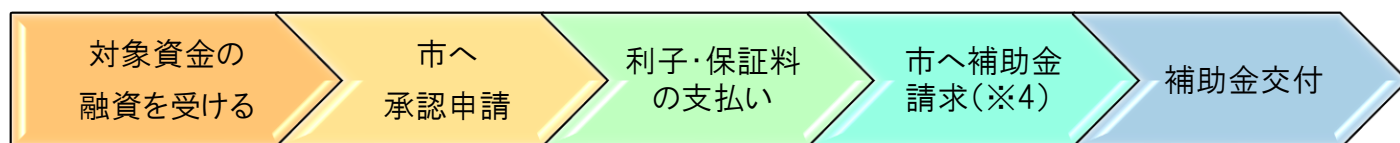
対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に対象資金の融資を受けた方・市内で新たに創業する方、または平成31年4月1日以降に市内で創業した方・本店所在地または住所を市内に有する方・申請日時点で事業を継続している方(新たに創業する方はこの限りでない)
対象の資金	<ul style="list-style-type: none">・一関市中小企業振興資金のうち、開業資金(※1)・いわて起業家育成資金のうち、取扱金融機関(※2)から貸付を受けたもの・日本政策金融公庫の創業に係る資金のうち、別に定めるもの(※3)
対象となる 利子・保証料	<ul style="list-style-type: none">・令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に申請者が支払った、対象資金に係る利子及び保証料(ただし利子は36か月間、保証料は3年間を限度とする)・ただし、国、県、市または他の団体等の補助を受けた利子及び保証料の額を除く
補助率 補助額	<ul style="list-style-type: none">・対象期間に申請者が支払った利子・保証料を【全額】補助・ただし、利子補給については1年度あたり上限20万円まで

(※1) 創業資金臨時保証料補給補助金の対象資金は、一関市中小企業振興資金(開業資金)のみ

(※2) 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫の市内本・支店

(※3) 「新規開業資金」、「女性、若者／シニア起業家支援資金」、「生活衛生新企業育成資金」のいずれか

◆ 補助金交付の流れ



(※4) 請求は年2回 ①令和4年4月～12月支払い分を令和5年1月に請求

②令和5年1月～3月支払い分を令和5年4月に請求

◆ 手続きの方法

【1】承認申請

- ① 申請期限：融資を受けた翌月末まで
- ② 提出書類

法人

- ・承認申請書
- ・融資契約書の写し
- ・法人登記簿謄本の写し ※3か月以内に発行したもの
- ・利子：返済予定表の写し、保証料：信用保証決定のお知らせの写し

個人

- ・承認申請書
- ・融資契約書の写し
- ・開業届の写し
- ・利子：返済予定表の写し、保証料：信用保証決定のお知らせの写し
- ・本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カードなど）

【2】補助金請求

- ① 請求期限
第1期：1月15日から2月15日まで（4月～12月支払い分）
第2期：3月15日から3月31日まで（1月～3月支払い分）
- ② 提出書類
 - ・交付申請書兼請求書
 - ・利子および保証料の支払額が分かる書類（通帳の写し、金融機関の支払証明書など）
- ③ 注意事項
補助金の交付を受けた利子・保証料について繰上償還などにより返戻を受けた場合は、市へ補助金を返還していただきます。

【3】書類提出先

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（〒021-8501 一関市竹山町7-2）
※感染症対策により窓口の混雑を回避するため、原則として郵送で提出してください。

◆ お問い合わせ

- ・一関市商工労働部起業支援室（商政課）
電話：0191-21-8412（直通）
- ・一関市新型コロナウイルス感染症対策本部
電話：0191-21-8730（直通）